

◎正誤表 Ver.4◎

(20240419現在)

『安楽死を考える』（2023年11月発刊）の本文中におきまして以下の誤りがございました。当社の確認漏れによりこのような誤りがございましたこと、謹んで深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

	誤	正
① p.23 : 下から4行目	「論証した。飲み物」	「論証した。」
② p.26上から9行	(表2)	(38頁の表2)
③ p.46註32	menschliches	menschlicher
④ p.60註8	とはいえ、楽死法を	とはいえ、安楽死法を
⑤ p.66 16行目	それに対して、スイス医科学アカデミー (SAMW)の患者の終末期医療に関する新しいガイドラインの第3条で「医師は良心と和解できない医学的行為を行わないし、発言をしない」と謳われている。	それに対して、スイス医科学アカデミー (SAMW)は患者の終末期医療に関する新しいガイドライン (2004) 4条に、スイス医師会職業規則3条「医師は良心と和解できない医学的行為を行わないし、発言をしない」に従い「医師は自死支援を拒絶する権利を持っている」と謳った。
⑥ p.71註21	Dterebehilfe	Sterbehilfe
⑦ p.75註30	Todesaufshubbs	Todesaufschubs
⑧ p.79註39	「たとえ・・・全体の合一性である。たとえ・・・全体の同一性である」(T234f.) .	「たとえ・・・全体の合一性である」(T234f.) .
⑨ p.81註45	H.Jonas, Erinnerungen, Insel, 2003, S.325.	H.Jonas, Erinnerungen, Insel, 2003, S.361f. (『ハンス・ヨナス「回想記」』盛永他訳、東信堂、325頁)
⑩ p.119上から10行目	Strafbar-keit	Strafbarkeit
⑪ 同上	geschafmässigen	geschäftsmässigen